

## R 1 高規 大鳴門橋自転車道等設置に関する整備手法等検討業務特記仕様書

### (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

### (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

(徳島県HP):「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

### (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

### (ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)
  - (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
  - (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### (本業務の特記仕様事項)

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### 1 適用の範囲

本特記仕様書は、徳島県が実施する「R 1 高規 大鳴門橋自転車道等設置に関する整備手法等検討業務(以下、「本業務」という。)」に適用する。

本業務は、上記の共通仕様書に加え、契約書、設計図書及び本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

## 2 業務の目的

大鳴門橋の新たな有効活用策として、将来的に新幹線が走行する桁下空間への自転車道等の設置について、兵庫県、本州四国連絡高速道路株式会社と連携し、構造的な検討を進めている。

本業務は、自転車道等整備のための事業手法、PFIや民間事業等の民間活力に着眼した運営手法、及び、利用ニーズ把握調査や需要予測に基づく採算性の検討結果を踏まえ、官民連携手法を含む整備手法について総合的な評価を行い、徳島県が管理する「渦の道」と自転車道等が共存することが可能となる、最適な手法を選定することを目的とする。

## 3 業務の内容

### 1 本業務の前提とする条件

#### ①業務日数

業務日数は、270日とする。

#### ②検討範囲

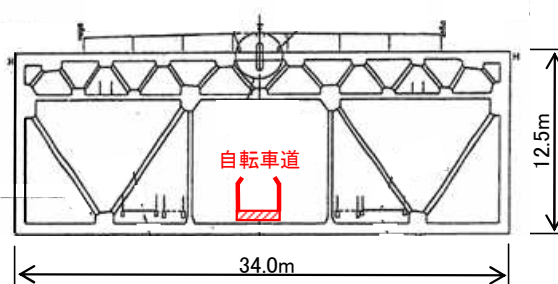
検討位置・範囲は、大鳴門橋、徳島側及び兵庫側の周辺施設とする。

#### ③自転車道等の仕様

設置位置は桁下空間とし、幅員は4m程度とする。

※自転車道等とは、自転車道及び、自転車歩行者道を想定している。

#### ④自転車道等の配置概略検討及び概算工事費については、別途業務にて実施する。これらについては、監督職員から別途指示を行う。



自転車道等の設置イメージ図

### 2 事業手法の検討

#### ①基本情報の整理

対象地域の現況、周辺を含めた土地利用状況、他県における自転車を活用した観光の取組、関連上位計画等の基本情報について整理する。

#### ②自転車道等の既往事例の調査

本施設に類する自転車道等についての事例調査（位置、事業手法、運営手法、管理・運営者等）を行う。

#### ③関連法制度の整理

事業手法を検討するにあたり、該当する法制度、法的制約条件を整理する。

#### ④事業スキーム（案）の検討

大鳴門橋周辺の施設の配置状況も踏まえ、本事業における事業方式、事業形態、事業範囲、事業期間等についての検討を行い、適用可能なスキームを抽出するとともに、複数案を比較検討する。

### 3 運営手法の検討

#### ①官民の役割分担の整理

民間活力を導入する上で、行政が引き続き実施すべき業務、民間事業者に委ねることが望ましい業務について分類し、官民の役割分担及びリスク分担の案を整理する。

#### ②官民連携制度の整理

本事業に適用可能な官民連携制度について、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、民間事業等に着眼し、それぞれのメリット、デメリットを比較した上で整理する。

#### ③支援制度の整理

本事業を進めるにあたり、活用が可能と思われる支援制度について収集、整理する。

#### ④民間事業者ヒアリング

本事業について参画意向を把握するため、参画が想定される民間事業者のヒアリングを実施し、その結果について整理する。

### 4 採算性の検討

#### ①利用ニーズ把握調査

大鳴門橋に自転車道等を整備した場合の利用ニーズを把握するためアンケート調査を実施し、結果を取りまとめる。

調査対象については、現在、淡路島及び徳島県をサイクリングで訪れている人、観光目的で大鳴門橋を訪れている人、大鳴門橋に自転車道等が整備されることで新たに訪れる可能性がある人などを想定する。

#### ②需要予測

上記の利用ニーズ把握調査結果や、既存の大規模自転車道等の利用状況等を基に、大鳴門橋に自転車道等を整備した場合の需要予測を行う。検討ケースは、料金水準等に応じた5ケース程度を想定する。

#### ③事業採算性検討

上記の需要予測結果を基に、大鳴門橋に自転車道等を整備した場合の収入を予測し、概算工事費等も踏まえた採算性検討を行う。検討ケースは、料金水準等に応じた5ケース程度を想定する。

その結果を踏まえ、官民連携事業としての採算性の評価を行う。なお、周辺施設やレンタサイクル事業等おける効果についても合わせて検討する。

### 5 官民連携手法を含む整備手法の総合評価

#### ①総合評価

事業手法、運営手法、及び、採算性検討の結果を踏まえ、官民連携手法を含む整備手法について総合的な評価を行い、徳島県が管理する「渦の道」と自転車道等が共存することが可能となる、最適な手法の案を選定する。

#### ②実現に向けた課題の整理

本事業の実現に向け、次年度以降のスケジュール、検討事項・検討内容を整理する。

### 6 打ち合わせ

#### ①打合せ回数等

以下に掲げる段階において打ち合わせを行うものとするが、必要に応じ監督員が指示するものとする。

打合せ場所は原則、徳島県高規格道路課とするが、監督員が指示した場合はこれを優先する。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間時(3回)
- ・ 成果納入時

#### ②兵庫県等の参画

本業務は、兵庫県・本州四国連絡高速道路株式会社と連携し、業務を遂行する必要がある。特に兵庫県とは密に情報交換及び情報共有を行う必要があるため、兵庫県の打合せの同席、さらには兵庫県から委託業者へ連絡等を行うこともある。

### 7 報告書作成

本業務において実施した調査検討内容をとりまとめ、報告書を作成する。なお、監督員が別途指示する時期までに必要な資料の取りまとめを指示することがあり得る。

### 8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ・ 報告書 (A4判カラー版)         | 4部 |
| ・ 成果品の電子媒体              | 4部 |
| ・ その他関連資料 (業務で作成した資料など) | 4部 |

#### **4 資料の貸与**

本業務に必要な資料の収集は原則受注者が行うが、公的機関等が所有し、本業務に利用可能なものは、発注者が手配の上、受注者に貸与する。